

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年5月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500577 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1600005 号

第1 結論

昭和 47 年 1 月から昭和 48 年 3 月までの請求期間、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの請求期間、同年 7 月から昭和 51 年 9 月までの請求期間及び昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から昭和 48 年 3 月まで
② 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 49 年 7 月から昭和 51 年 9 月まで
④ 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、姉の店を手伝うために、昭和 47 年 1 月に A 市から B 市に引っ越し、それ以降、昭和 57 年 12 月まで姉と一緒に住んでいた。

請求期間について、姉が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、私の分を自身の分と一緒に納付してくれていたので、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、請求者の姉が、請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、請求者の分を自身の分と一緒に納付してくれていたと主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする請求者の姉は既に死亡しており、証言を得ることができないことから、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者が、請求期間の国民年金保険料について、請求者の分を自身の分と一緒に納付してくれたとする請求者の姉についても、請求期間③のうち、昭和 49 年 7 月から昭和 50 年 3 月までの期間及び請求期間④の保険料は未納となっていることが確認できる。

さらに、請求期間は 4 回かつ合計 48 か月に及んでおり、これだけの期間にわたる事務処理

を行政機関が誤ることも考えにくい。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500572 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600012 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 51 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から平成 17 年 6 月 1 日まで

私は、平成 13 年 11 月 1 日に A 社に入社し、パートとして勤務していた。給料は、最初の数か月は週払い、その後、月払いに変わった。

厚生年金保険の記録では、平成 17 年 6 月 1 日に資格取得となっており、請求期間が被保険者期間となっていないが、私は平成 13 年 11 月 1 日から厚生年金保険に加入していたはずなので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 社は、当時の人事記録等の資料は無いものの、請求者について、平成 13 年 11 月の新規事業開始に伴い、契約社員（パート）として採用した従業員である旨回答していることから、請求者が、請求期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社が提出した支給明細書（控）によると、請求期間のうち、少なくとも平成 15 年 5 月から同年 9 月までの期間について、請求者への給与は週払いで支払われており、当該給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A 社は、支給明細書（控）の保存がない期間について、「健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書により、請求者について、平成 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行ったことが確認できることから、当該資格取得日よりも前の請求期間において、請求者の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、A 社は、「パートを含む契約社員には、給与が週払いの者と月払いの者がおり、請求期間当時は、給与が週払いの者は厚生年金保険に加入させていなかった。また、給与が月払いの者については、本人から加入を希望する旨の申出があった場合に加入させていた。請求者と同時期に、女性の契約社員を複数採用したが、当初から厚生年金保険に加入した者はほとん

どいなかったと思う。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、同社において平成13年11月に厚生年金保険被保険者資格を取得している女性はいない。

加えて、複数の同僚等に照会したものの、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる具体的な陳述を得ることはできなかつた上、オンライン記録によると、当該同僚等のうち複数の者が、自身が記憶する入社日よりも後の日付で厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。